

## 長岡工業高等専門学校ロゴマーク及びその使用に関する取扱要項

平成23年3月28日 制定  
平成25年7月19日 一部改正  
平成26年9月5日 一部改正  
令和2年10月14日 一部改正

(趣旨)

**第1条** この要項は、長岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）の創立50周年記念事業の一環として制定したロゴマーク（ロゴサインを含む。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(形状等)

**第2条** ロゴマークの基本デザイン要素等は、長岡工業高等専門学校ロゴマーク使用ガイドライン（2011年2月1日制定。以下「ガイドライン」という。）に定めるとおりとする。

(使用者)

**第3条** ロゴマークは、次に掲げるものが使用できるものとする。

- 一 本校
- 二 本校の教職員及び学生（「教職員等」という。以下同じ。）
- 三 本校の教職員等で構成する団体
- 四 本校と共同研究等の契約を交わした企業又は本校の研究成果を活用する企業等
- 五 本校の後援会、同窓会及びその他の支援団体
- 六 その他本校がロゴマークの使用を認めた後援事業及び団体等

(使用範囲)

**第4条** ロゴマークは、本校の知名度向上及び広報活動に役立てることを目的に、第3各号に掲げるものが、次に掲げる範囲で使用できるものとする。

- 一 学校が主体となって実施する事業や広報活動及びその制作物での使用  
(看板、旗、印刷物、公式 Web サイト、便箋、封筒等、ただし本条第6号に規定する「SNS」を除く)
- 二 教職員等の名刺
- 三 教職員等が学会等で発表するプレゼンテーション資料（スライド）や発表資料（ただし、学生が発表するプレゼンテーション資料等については、教職員との共著に限る。）
- 四 本校又は教職員が所属する団体等が開催する学会等のポスター、論文集等
- 五 学生団体が使用するユニホーム等
- 六 SNS（ファビコン、ウェブサイトのシンボルマーク、イメージ画像、プロフィール画像等を含む）
- 七 その他校長がロゴマークの使用について適当と認めたもの

(申請及び許可)

**第5条** ロゴマークを使用しようとする者（第3条第6号に該当するものを除く。）は、所定の申請書を校長に提出し、許可を得なければならないものとする。ただし、第4条第1号から第4号までに該当する目的で使用する場合は、申請を要しないものとする。

(使用者の遵守事項)

**第6条** 使用者は、ロゴマークの使用に当たっては、本校の尊厳及び品位を損なうことがあってはならない。

2 ロゴマークの使用は、ガイドラインに示すロゴマークの表記パターンに限定するものとする。ただし、用途により本校広報戦略室の承認を得て使用する場合は、この限りではない。

(第三者使用の禁止)

**第7条** ロゴマークを使用する者は、本校の同意なしに第三者にその使用をさせてはならない。

(使用許可の取消し等)

**第8条** 校長は、使用を許可したロゴマークの使用目的又は使用方法等が適当でないと認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(営利を目的とする使用)

**第9条** 校長は、営利を目的とするロゴマークの使用は、許可しないものとする。

(事務)

**第10条** ロゴマークの使用に関する事務は、総務課において処理する。

(校章との関係)

**第11条** ロゴマークは、本校の校章に代わるものではない。

2 ロゴマークは、校章に代えることを目的に使用してはならない。

(雑則)

**第12条** この要項に定めるもののほか、ロゴマーク及びその使用に関し必要な事項は、広報戦略室が別に定める。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年7月19日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月14日一部改正)

この要項は、令和2年10月14日から実施する。

令和 年 月 日

長岡工業高等専門学校長 殿

申請者

住所又は所在地

事業所又は団体名

(代表者) 役職・氏名

印

連絡先電話番号

### 長岡工業高等専門学校ロゴマーク使用申請書

下記のとおり長岡工業高等専門学校のロゴマークを使用したいので、許可願います。  
なお、許可された上は長岡工業高等専門学校ロゴマーク及びその使用に関する取扱要項第6条を遵守し使用します。

#### 記

1 使用目的

2 使用範囲 (具体的にデザインや色を付したイメージ図を添付のこと。)

3 使用期間 年 月 日から 年 月 日

4 使用場所

以上